

府中市障害者計画推進協議会設置要綱

平成19年4月10日

要綱第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市障害者計画及び府中市障害福祉計画を円滑かつ適正に推進するため、府中市障害者計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 府中市障害者計画に関する事項
- (2) 府中市障害福祉計画に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 障害者福祉団体の代表 3人以内
- (3) 福祉、医療又は保健に係る団体の構成員 5人以内
- (4) 養護学校の教員 1人
- (5) 府中公共職業安定所の職員 1人
- (6) 府中市民生委員・児童委員 1人
- (7) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の職員 1人
- (8) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを非公開にすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初の委員となった者の任期は、委員の依頼のあった日から平成21年3月31日までとする。